国会事項

衆議院

答弁書受領

八月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳提出沖縄の基地負担について「感謝」と「お礼」を表明した菅総理の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出政府による元北朝鮮工作員の招請に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出千葉景子法務大臣による死刑執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出首相官邸を訪れた北方領土元居住者三世らに対する菅直人内閣総理大臣の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出内閣官房機密費に係る情報の開示等についての菅直人内閣の姿勢等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出北方領土返還問題を早期に解決することに向けての菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出千葉法務大臣、内藤総務副大臣、峰崎財務副大臣及び長谷川総務大臣政務官の続投に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出我が国の社会資本ストックの計画的な更新に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出鳥獣被害防止総合対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩崎恭久提出成田国際空港株式会社の役員等の報酬および賞与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小野寺五典提出政府による元死刑囚招聘に係わる諸経費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員穀田恵二提出京成電鉄成田空港線運賃認可及び北総線運賃に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也提出薬物依存症者の治療・社会復帰の支援の充実強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出最低賃金と生活保護との整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出公務員獣医師不足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出リンゴ葉巻萎縮病の確認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出元北朝鮮工作員の来日に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出国会議員会館のあり方に対する内閣官房長官の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出国会議員の歳費のあり方等に対する菅直人内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出取調べの全面可視化実現に向けた菅直人内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出北方領土への邦人の入域に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出政府による防衛白書了承の見直しに関する質問に対する答弁書

通知書受領

八月十日内閣から衆議院議員柿澤未途提出国民年金保険料の納付率に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柿澤未途提出日本航空の更生計画及び公的支援に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柿澤未途提出日本航空の更生計画に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柿澤未途提出日本航空のテレビ・コマーシャルに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出子ども手当と扶養控除廃止の影響に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出道路の新規事業再開に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出「被爆体験者」に対する被爆者援護法適用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員照屋寛徳提出「被爆体験者」に対する被爆者援護法適用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉井英勝提出陵墓に治定されている古墳の祭祀に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員坂本哲志提出ハンセン病問題の解決の促進に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出りんご農家への戸別所得補償制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出情報処理技能者養成施設及び地域職業訓練センターの存続問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出防衛白書の発表先送りに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出日本甲田資源活用における安全確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出広域農道アップルロードの整備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出弘前城築城四百年祭に対する国の支援に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員菅義偉提出年金記録問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員橘慶一郎提出菅内閣の「財政運営戦略」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員三ッ矢憲生提出菅内閣の日本航空再生施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出検察審査会の透明性確保等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出ロシアによる対日戦勝記念日の制定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出全国の公立学校の耐震調査に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年八月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。